

## 第5章 基地政策の推進

### 1 基地に関わる要望活動

市では、基地に関わる様々な事象、取り巻く現状に対して、国に対し要望活動等を行っている。

特にキャンプ座間を抱える本市としても返還の促進を図るとともに基地が所在することでの負担軽減等を求めている。

また、厚木飛行場（綾瀬市、大和市に所在）に起因する市街地上空での航空機騒音は、本市でも市民生活に不安と支障を与えている。空母艦載機着陸訓練（FCLP）の代替訓練施設への全面移転など、航空機騒音の抜本的解決策を講じるよう要望している。

そして、基地が所在することに対する基地交付金等や厚木飛行場を含めた防衛施設周辺の環境整備に関して、民生安定のための助成策や騒音防止対策が講じられているものの未だ十分とは言えない。このため県及び関係市町との連携を図り、神奈川県基地関係県市連絡協議会や厚木基地騒音対策協議会などを組織し、基地周辺対策の充実・強化等を国に要望している。

### 2 米軍再編 ～第一軍団司令部のキャンプ座間移転について～

#### 〔運動の発端〕

平成 15 年、米大統領は、世界規模での米軍再編に向け関係各国との協議を始めると表明し、それに伴うとされるワシントン州フォートルイスにある米陸軍第一軍団司令部がキャンプ座間に移転されるとの報道が平成 16 年 3 月頃から頻繁になされるようになった。これらの報道を受け、座間市は内閣府、外務大臣、防衛庁長官（現：防衛省）に米陸軍第一軍団司令部等のキャンプ座間への移転は、基地の強化・恒久化につながり反対であることを表明し、反対の要請書を提出した。

座間市では、市総合計画で「基地の整理・縮小・返還」を基本姿勢として掲げていることや、昭和 46 年横浜防衛施設局長と座間町長（当時）が交わした覚書第 2 条で国が「基地の縮小に最大限努力する」と約束していることから、報道の内容は納得できるものではなかった。

本市は再三にわたり情報を求めたが、国は「米軍との協議で決まったことは一切なく、個別の基地名も挙がっていない」とし、説明は一切なかった。

#### 〔座間市議会、座間市自治会連絡協議会も賛同〕

平成 16 年座間市議会第一回定例会にて『米陸軍第一軍団司令部の「キャンプ座間」への移転に強く反対する意見書』を全会一致で可決するなど、移転に反対する強い姿勢が打ち出された。また、座間市自治会連絡協議会においても、市や議会の意向に賛

同じ、活動を共に取り組むこととなった。

### 【協議会の設立】

米陸軍第一軍団司令部等の移転は、基地の強化・恒久化につながり、座間市総合計画に掲げる「基地の整理・縮小・返還」と全く逆行することから、平成 16 年 11 月、座間市・座間市議会・座間市自治会連絡協議会は市民と一体となって活動する「キャンプ座間米陸軍第一軍団司令部等移転に伴う基地強化に反対する座間市連絡協議会」を設立した。

### 【運動の展開】

設立した協議会では、市役所前に移転反対の懸垂幕や、公共施設に横断幕やのぼり旗を掲出したほか、自治会掲示板へポスターの掲示など様々な運動を展開し、さらに平成 17 年 5 月には市民に反対の意思を求める署名活動を行い、約 6 万人の署名をもって外務大臣及び防衛庁長官に提出した。対応した当時の逢沢外務副大臣及び大野防衛庁長官は「市民の意思として重く受け止め、今後の日米協議に臨む」と回答された。

### 【米軍再編の中間報告】

その後の再三にわたる要請の中で、国は「地元の意向を踏まえながら協議をする」あるいは「報道のような事実はない」「具体的基地名はいまだ決まっていない。決まれば必ず中間報告前に説明する。」と中間報告の直前まで説明してきた。

しかし、国が約束していた地元への中間報告前の説明は一切行われないうちで、平成 17 年 10 月 29 日、一方的に国から中間報告が示された。後に、国は中間報告に対する事前の対応については、不誠実であったことを認めた。

#### 中間報告の主な内容

##### 【米軍再編の考え方について】

在日米軍の抑止力の維持と人口密集地における地元負担の軽減が基本的な考え方である。

##### 【米軍について】

- ①在日米陸軍司令部を近代的運用可能な司令部（UE x）に変える。
- ②人員は 300 名程度増員される。
- ③関連施設の整備が必要になる。

##### 【自衛隊について】

- ①陸上自衛隊中央即応集団司令部を設置する。
- ②人員は 300 名程度増員される。
- ③中央即応集団司令部の設置は、国際平和協力活動や緊急事態の対応能力の向上を目指す。

説明では、中間報告の基本的な内容は変更することができず、勧告そのものであった。また、人口密集地には特別な注意が払われるとしながらも、人口密集地にあるキャンプ座間に対する配慮は一切なかった。

中間報告の内容及びその後の国の説明は、到底受け入れられないものであるとして、平成 17 年 11 月 18 日「キャンプ座間の基地強化・恒久化に反対する市民大集会」を開催し、決議文を当時の内閣官房長官、外務大臣、防衛庁長官（現：防衛省）に提出した。

さらに、中間報告後、額賀防衛庁長官、麻生外務大臣が相次いで協議会を訪れ、米軍再編の中間報告について説明し理解を求めてきた。

### **【最終報告】**

協議会は平成 18 年 3 月 11 日、中間報告の撤回を求め、キャンプ座間の基地強化・恒久化に反対する 3.11 市民大集会を開催するなど活動を続けたが、平成 18 年 5 月 1 日、日米安全保障協議委員会が開催され、中間報告の内容が変更されることなく、日米両国政府により米軍再編の日米合意が行われた。

最終合意では共同発表文書及び再編実施のための日米のロードマップが出された。

#### **最終報告 日米安全保障協議委員会決定事項（平成 18 年 5 月 1 日）**

- 在日米陸軍司令部の改編（2008 年 9 月まで）
- 陸上自衛隊中央即応集団司令部の設置（2012 年）
- 自衛隊と米軍によるヘリポートの共同使用
- 住宅地区の一部土地（1.1ha）が国に返還される。住宅地区におけるあり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議が行われる。

### **【事前着工について】**

平成 18 年 6 月、国は、地元協議を約束しており、協議を継続している間にはなし崩しの行為をもって米陸軍新司令部の既成事実化は絶対にすることのないよう、また、9 月には国の概算要求に米軍再編のための取組みとして中央即応集団司令部の移転に関する調査費を新規に要求したことは納得できるものではないことを、防衛庁長官、外務大臣に要請した。

応じた防衛庁防衛政策局長は「現在の工事は米軍再編に絡む工事でない。また、来年度予算は調査費であり直接工事に結びつくものでないためご理解願いたい。」と回答したが、会長は、恒久化解消策の協議を優先するよう強く求めた。

### **【第一軍団(前方)司令部について】**

平成 19 年 8 月、国は米陸軍司令部の改編について、「米陸軍新司令部への準備のため、約 30 名で構成される移行チームが発足する」、「移行チームは、新司令部の要員等の配置計画を担当する」などの説明をしてきた。これを受け、協議会では防衛大臣に改めてキャンプ座間の恒久化解消策を求める要請をした。

その後も協議会は、国として示すと約束した基地恒久化解消の方策の協議が整うま

では、米軍再編に係る事前執行を一切行わないよう再三にわたり国に申し入れたが、国との協議が整わない中で、平成19年12月19日、キャンプ座間に米陸軍第一軍団(前方)司令部が約30名で発足した。

### **[基地の恒久化解消策について]**

平成20年4月に協議会は国に対し、「今般の米軍再編が、地元の負担強化になる認識」、「地元負担の軽減を国として努力することの認識」、「昭和46年に国と締結した覚書に対する認識」、「再編問題の座間市への対応姿勢への認識」という4点について、どのような認識に立っているのか質した。

これに対し、国は同年5月に、方策を示す上での認識として「在日米陸軍司令部の再編等とキャンプ座間の将来の在り方について」を提示し、恒久化解消の方策を示す以上は、最大限詰めて最終的なものとするべく努力していると回答した。

### **[協議会の解散]**

米陸軍第一軍団司令部のキャンプ座間への移転が明らかになって以来、協議会は約4年にわたり、移転に伴う基地強化に反対する運動を展開してきたが、平成20年7月28日に国から基地恒久化解消への方策として「確認書」が示された。このため、協議会は、臨時総会を開催し、協議した結果「確認書を受け入れること」、「本協議会を解散すること」、「懸垂幕・横断幕・掲示物を取り下げること」を決定し、同年8月7日をもって解散した。

## 在日米陸軍司令部の再編等とキャンプ座間の将来の在り方についての内容（平成20年5月12日）

### 【今般の再編に伴う地元の負担に関する認識】

- 貴市はかねがね、国防は基地の所在する一部自治体やその周辺住民のみの負担の上に成り立つものではなく、国防の重要性から、それに伴う負担を国民全体が共有し、担うものであると主張されているが、この点について、政府としても同様に考えている。
- 政府としては、キャンプ座間周辺住民にこれまで様々な負担を担ってきていただいていることについて深く認識しているが、今般の在日米陸軍司令部の再編等に当たり、新たな負担をお願いすることになり、国防の重要な一翼を担っていただくことになることについて重く受け止め、地元の理解を得るために一層の努力をしていく必要があると考えている。
- また、貴市においては市総合計画の中で、市是として基地の整理・縮小・返還を基本姿勢として掲げられており、真の負担軽減は将来にわたる市是の着実な具現化にあること、こうした観点から、貴市が「キャンプ座間の基地縮小について最大限の努力をする」とした昭和46年の覚書（横浜防衛施設局長と座間町長（当時）が取り交わしたものを）確実に履行するよう強く求めていることについては、政府として十分に認識し、かつ理解している。

### 【安全保障の基本方針】

- 我が国は、これまで、自ら適切な規模の防衛力を整備するとともに、日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用を図ることにより、国の安全を確保してきたが、予測が困難で、より多様化、複雑化している新たな安全保障環境の下において今後とも平和と安定を維持していくためには、我が国としてより一層の努力が求められている。
- 「防衛計画の大綱」（平成16年12月10日、閣議決定）は、このような認識の下に定められているが、その基本方針は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、万一脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに、国際的な安全保障環境を改善して我が国に脅威が及ばないようにすることを目標とし、我が国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力というアプローチを統合的に組み合わせることにより、これを達成することとしている。
- 国の安全を確保する上で根幹となるのは、自らが行う努力であり、自らの国は自らが守るとの意志の下に、専守防衛を基本的な方針として、国として総力をあげた取組により直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努めるとともに、国際的な安全保障環境の改善による安全の確保に資するため、外交、経済を含む幅広い分野において、国民の理解を得て主体的・積極的に取り組むことが重要と認識している。
- 防衛力の在り方については、「防衛計画の大綱」において、おおむね10年後までを念頭に置くことと明示しており、また、5年後（平成21年）又は情勢に重要な変化が生じた場合に、その時点における安全保障環境、技術水準の動向などを勘案し検討の上、必要な修正を行うこととされ、適宜見直しが行われる。

### 【地元負担の軽減に向けての具体的な努力についての認識】

- 政府としては、安全保障に関する日米間の緊密な対話を通じ、地域の平和と安定にとって必要な米軍の抑止力を維持しつつ、時代に即した米軍とのパートナーシップの構築に向けて、両国の役割及び任務について検討を行うとともに、米軍施設・区域に係る過重な負担軽減にも留意することが重要であると考えている。
- その際、役割及び任務についての検討の進展状況や安全保障環境等の変化なども考慮し、また、時代に即した米軍とのパートナーシップとともに地元の意向も十分に踏まえつつ、米軍施設・区域及び兵力構成の在り方を固定化することなく、当該施設・区域の必要性に関しても、我が国として主体的に不断に検討・精査を行い、基地の整理・縮小や運用の改善に向けて適宜必要な措置を講じるなど、一層の努力をしていくことが肝要であると認識している。
- 特に、今般の再編においては、人口密集地に所在する米軍施設・区域については、「特別の注意が払われる」との方針の下に検討が行われたが、この点を十分に踏まえるとともに、市是をもって貴市がキャンプ座間についてかねがね主張されている姿勢を真摯に受け止め、市是の着実な具現化を図るべく貴市が履行を求めている覚書における「キャンプ座間の基地縮小」など地元負担の軽減の具現化に向けて、貴市及び貴市住民の要望に応じられるよう、誠心誠意、最大限努めるべきものと認識している。

### 【米軍再編の日米協議における座間市への対応姿勢についてと今後への認識】

- 米軍再編に関する日米協議の過程において、平成17年10月29日の2+2文書（「日米同盟：未来のための変革と再編」）に至るまで貴市から適切な情報提供と説明を度々求められたことに対し、国は地元自治体に対し必ず事前に説明するとしながら、二国間の国防に関わる協議としての厳しさがあつたとはいえ、一方的な通告と受け止められるような対応となり、貴市及び貴市住民との信頼関係を損ね国として十分な説明責任を果たしていないとの指摘を受けるような事態になったことについては重く受け止め、不信感を招くようなことはあつてはならない姿勢であつたと深く認識している。
- 今後、貴市及び貴市住民との関係についてより一層緊密な連絡調整と情報提供に努め、キャンプ座間に関連する諸課題の解決に真摯に取り組んでいくべきと認識している。

キャンプ座間米陸軍第一軍団司令部等移転に伴う基地強化に反対する  
座間市連絡協議会のあゆみ（平成16年11月16日～平成20年8月8日）

協議会のあゆみ	
平成16年	
11.16	設立総会
11.19	設立総会での決議書を内閣総理大臣・内閣官房長官・外務大臣・防衛庁長官に提出
11.24	市役所前ほかに懸垂幕を掲出
12.27	第1回役員会
平成17年	
1.1	協議会ニュース vol.1 発行
1.25	協議会ニュース vol.2 発行
1.27	第2回役員会
2.24	自治会掲示板にポスター掲示開始
2.24	協議会ニュース vol.3 発行
3.22	外務大臣・防衛庁長官に要請
3.23	協議会ニュース vol.4 発行
4.12	第3回役員会
4.18	署名活動開始
4.18・19	署名活動
4.26	協議会ニュース vol.5 発行
4.27	定期総会
4.29	署名活動
5.4・5	署名活動
5.16	6万人の署名をもって外務大臣・防衛庁長官に要請
5.17	基地問題講演会開催
5.20	横断幕追加設置
5.24	第4回役員会
5.25	協議会ニュース vol.6 発行
6.17	在日米陸軍司令官・駐日米国大使に要請
6.17	自動車ステッカー開始
6.24	自治会掲示板新ポスターを掲示
6.25	協議会ニュース vol.7 発行
7.15	防衛庁・外務省に米軍再編の進捗を確認
7.26	協議会ニュース vol.8 発行

7.29	米国人向けホームページを開設
8.9	米国ワシントン州タコマ市長・米国内基地再編閉鎖計画（BRAC）委員会に書簡送付
8.11	第5回役員会
8.25	協議会ニュース vol.9 発行
8.26	米國務長官・国防長官に書簡送付
9.14・15・16	チラシ配布活動
9.26	協議会ニュース vol.10 発行
10.5	外務大臣・防衛庁長官に要請
10.25	協議会ニュース vol.11 発行
10.27	第6回役員会
10.28	横浜防衛施設局長による中間報告事前説明
10.29	日米安全保障協議委員会（2+2） 【中間報告】
10.31	横浜防衛施設局長による中間報告説明
11.1	第7回役員会
11.1	臨時総会
11.2	神奈川県知事と面会
11.6	市民大集会 PR 活動
11.11	市民大集会 PR 活動
11.12	市民大集会 PR 活動
11.17	防衛庁長官による米軍再編説明
11.18	キャンプ座間の基地強化・恒久化に反対する市民大集会
11.21	市民大集会決議文を内閣官房長官・外務大臣・防衛庁長官に提出
11.25	神奈川県知事・相模原市助役と協議会会長面会
11.25	協議会ニュース vol.12 発行
12.5	第8回役員会

12.14	横浜防衛施設局長による米軍再編説明
12.20	協議会ニュース vol.13 発行
12.26	外務大臣による米軍再編説明
12.27	米国務長官・国防長官に書簡送付
平成18年 1.25	協議会ニュース vol.14 発行
2.3	防衛局長ほかによる米軍再編説明
2.7	第9回役員会
2.9	防衛庁長官へ照会文を提出
2.17	第10回役員会
2.17	第2回臨時総会
2.21	市民大集会 PR 活動
2.24	協議会ニュース vol.15 発行
2.25	市民大集会 PR 活動
3.11	キャンプ座間の基地強化・恒久化に反対する 3.11 市民大集会開催
3.13	横浜防衛施設局長による米軍再編説明
3.14	横浜防衛施設局長から質問に対する回答
3.14	第11回役員会
3.16	市民大集会決議文を内閣官房長官・外務大臣・防衛庁長官に提出
3.17	防衛施設庁次長による米軍再編審議官級協議の報告
3.24	協議会ニュース vol.16 発行
3.24	米軍再編について質問
3.30	額賀防衛庁長官と面会
4.6	横浜防衛施設局長から質問に対する回答
4.17	米軍再編について質問
4.24	横浜防衛施設局長から質問に対する回答
4.25	協議会ニュース vol.17 発行
4.26	神奈川県副知事と市長面会
4.28	神奈川県知事と市長面会
5.1	横浜防衛施設局長による米軍

	再編事前説明
5.1	日米安全保障協議委員会（2+2）【最終報告】
5.3	横浜防衛施設局長による米軍再編説明
5.3	第12回役員会
5.11	外務大臣・防衛庁長官に要請
5.17	協議会ニュース vol.18 発行
5.18	市内にて協議会ニュース配布
5.20	市内にて協議会ニュース配布
5.23	第13回役員会
5.30	在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組みについての閣議決定
5.30	定期総会
6.19	外務大臣・防衛庁長官に要請
6.23	協議会ニュース vol.19 発行
6.30	横浜防衛施設局長との米軍再編協議
8.11	横浜防衛施設局長との米軍再編協議
8.25	協議会ニュース vol.20 発行
9.22	防衛庁長官に要請
10.18	防衛庁長官・外務大臣に要請
10.25	協議会ニュース vol.21 発行
12.21	協議会ニュース vol.22 発行
平成19年 2.9	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案の閣議決定
2.13	米国人向けホームページを更新
2.14	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案の閣議決定について横浜防衛施設局による説明
5.2	米国で日米安全保障協議委員会（2+2）開催
5.11	第14回役員会
5.16	定期総会
5.23	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案参議院可決

5.25	協議会ニュース vol.23 発行
8.14	米陸軍司令部改編について横浜防衛施設局長による説明
8.15	防衛大臣に要請
8.24	協議会ニュース vol.24 発行
8.29	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行
8.31	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法について横浜防衛施設局による説明
9.1	防衛省組織改編により横浜防衛施設局が南関東防衛局に名称変更
9.15	第9戦域支援コマンド解体
10.5	防衛庁長官に要請
10.25	協議会ニュース vol.25 発行
10.31	南関東防衛局による再編交付金の市町村の指定について説明
11.1	正副会長が再編交付金指定除外されたことについて防衛省地引地方協力局長に面会
11.16	米陸軍第一軍団（前方）が12月19日設立されると南関東防衛局地方調整課長から報告
11.19	南関東防衛局長と面会
11.22	再編交付金の決定 相模原市 1億5686万2千円 横須賀市 5億8400万円
11.26	協議会ニュース vol.26 発行
11.27	幟旗の更新取替え「基地の整理縮小返還は市是 強化・恒久化は許せません」を「基地の整理縮小返還は市是 国は示せ！基地の恒久化解消策を」に変更
12.19	キャンプ座間で米陸軍第一軍団（前方）司令部発足
平成20年 2.8	解消策の方策について国の経過を南関東防衛局長が説明

2.15	官房長官と面会
2.15	第15回役員会
2.22	協議会ニュース vol.27 発行
4.28	第16回役員会
5.12	4つの認識と本体機能の移転について南関東防衛局長による説明
5.12	第17回役員会
5.12	総会
7.18	南関東防衛局長と正副会長面会
7.28	南関東防衛局長からキャンプ座間に関する解消への方策として「確認書」の提示
7.28	第18回役員会 確認書の取り扱いを総会で審議することを決定。
7.28	臨時総会 確認書の受け入れし、懸垂幕等の旗の取り外し、本協議会を解散することを決定。
7.30	石破防衛大臣に座間市長、市議会副議長、自治会連絡協議会会長と面会
8.1	第19回役員会
8.7	協議会の解散
8.8	防衛省で確認書の調印 懸垂幕等の取り外し



### 3 協議機関

#### (1) キャンプ座間に関する協議会

##### 【協議会の設立】

平成20年8月8日に防衛省と取り交わした「確認書」により、基地の整理・縮小・返還の着実な具現化を図るべく座間市に対し誠実に履行すると約している覚書に関することや、座間市及び座間市民の負担軽減策等に関することなどを協議する「キャンプ座間に関する協議会」が設立された。そして、第1回代表幹事会を同年9月5日に開催し、原則として代表幹事会を年1回、幹事会を年4回開催することや、協議会の構成員など運営要領を決定し、今後の協議を進めていくこととした。



キャンプ座間に関する協議会代表幹事会

##### 【代表幹事会、幹事会の協議内容】

会議	議題
第1回 代表幹事会 H20. 9. 5	1. 協議会の構成員の指定 2. 協議会における協議事項について 3. 第1回幹事会の開催について
第1回 幹事会 H21. 1. 9	1. 第1回代表幹事会について 2. 今後の幹事会の進め方について 3. 第2回幹事会の開催について
第2回 幹事会 H21. 5. 21	1. 第1回幹事会について 2. 覚書（昭和46年6月）の履行状況について 3. 今後の幹事会について 4. その他
第3回 幹事会 H21. 7. 10	1. 第2回幹事会について 2. 覚書（昭和46年6月）について更に協議を深める必要のある事項 3. 代表幹事会の協議内容 4. 今後の幹事会 5. その他
第2回 代表幹事会 H21. 7. 23	1. 第1回～3回の幹事会での協議内容の報告について 2. 今後の協議会の検討の方向性について
第4回 幹事会 H21. 10. 28	1. 第2回代表幹事会について 2. 負担軽減策の具体化について
第5回 幹事会 H21. 12. 22	1. 第4回幹事会について 2. 負担軽減策の具体化について
第6回 幹事会 H22. 4. 28	1. 第5回幹事会について 2. 負担軽減策の具体化について
第7回 幹事会 H22. 10. 14	1. 第6回幹事会について 2. 負担軽減策の具体化について

第8回 幹事会 H22. 12. 21	1. 第7回幹事会について 2. 負担軽減策の具体化について
第3回 代表幹事会 H23. 1. 28	1. 本協議会運営要領の改正案 2. 第4回から8回までの幹事会における協議内容 3. 負担軽減策の具体化
第9回 幹事会 H23. 7. 1	1. 第3回代表幹事会について 2. 負担軽減策の具体化について
第10回 幹事会 H23. 12. 26	1. 第9回幹事会について 2. 負担軽減策の具体化について
第11回 幹事会 H24. 2. 15	1. 第10回幹事会について 2. 負担軽減策の具体化について
第4回 代表幹事会 H24. 4. 12	1. キャンプ座間に関する協議会運営要領の改正 2. 第9回から第11回までの幹事会での協議内容の報告 3. 負担軽減策の具体化
第12回 幹事会 H24. 9. 6	1. 第4回代表幹事会について 2. 負担軽減策の具体化について
第13回 幹事会 H25. 2. 6	1. 第12回幹事会について 2. 負担軽減策の具体化について
第14回 幹事会 H25. 8. 5	1. 第13回幹事会について 2. 負担軽減策の具体化について
第15回 幹事会 H25. 12. 24	1. 第14回幹事会について 2. 負担軽減策の具体化について
第5回 代表幹事会 H26. 2. 19	1. 第12回から第15回までの幹事会での協議内容の報告 2. 負担軽減策の具体化
第6回 代表幹事会 H26. 7. 4	1. 第5回代表幹事会について 2. キャンプ座間一部返還予定地の一時使用について
第16回 幹事会 H26. 11. 13	1. 第6回代表幹事会について 2. 負担軽減策の具体化について
第17回 幹事会 H27. 2. 20	1. 第16回幹事会について 2. 負担軽減策の具体化について
第7回 代表幹事会 H27. 8. 19	1. 第16回、第17回の幹事会での協議内容の報告 2. 負担軽減策の具体化
第8回 代表幹事会 H28. 2. 17	1. 第7回代表幹事会の協議内容の確認 2. キャンプ座間の一部土地の返還について

第18回 幹事会 H29. 3. 28	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第8回代表幹事会について</li> <li>2. 負担軽減策の具体化について</li> <li>3. その他の事項について</li> </ol>
第19回 幹事会 H29. 6. 21	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第18回幹事会について</li> <li>2. 覚書の見直し案の協議について</li> <li>3. その他の事項について</li> </ol>
第9回 代表幹事会 H29. 6. 28	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. キャンプ座間に関する協議会運営要領の改正</li> <li>2. 第18回、19回幹事会における協議内容の報告</li> <li>3. 覚書の見直し案について</li> </ol>
第20回 幹事会 H30. 5. 24	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第9回代表幹事会について</li> <li>2. 覚書の締結について</li> <li>3. 負担軽減策について</li> <li>4. その他の事項について</li> </ol>
第21回 幹事会 H31. 3. 20	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 負担軽減策について</li> <li>2. その他の事項について</li> </ol>
第22回 幹事会 R3. 11. 18	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 負担軽減策について</li> <li>2. その他の事項について</li> </ol>
第23回 幹事会 R5. 3. 22	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 覚書の履行状況について</li> <li>2. その他の事項について</li> </ol>

## キャンプ座間に関する協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、国と座間市が相互に確認をし、平成20年8月8日締結した確認書第2条の規定に基づき設置するキャンプ座間に関する協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(構成員等)

第2条 確認書第4条第2項に定める代表幹事会及び幹事会の構成員等は、別表に定めるとおりとする。

(開催)

第3条 確認書第5条に定める代表幹事会及び幹事会の開催時期等については、次のとおり定める。

- (1) 代表幹事会は、毎年7月を原則とする。
- (2) 幹事会は、毎年4月、7月、10月及び1月を原則とする。
- (3) 代表幹事会及び幹事会の開催は、必要に応じて双方協議のうえ開催時期を変更し、又は適宜追加し、開催できるものとする。
- (4) 開催日時及び開催場所については、その都度双方協議し、決定するものとする。

(役割)

第4条 確認書第4条第1項に定める代表幹事会及び幹事会の役割は次のとおりとする。

- (1) 代表幹事会は、確認書第3条各号に掲げる事項に関する具現化への具体的事項を協議する。
- (2) 幹事会は、代表幹事会で協議する具体的事項について協議する。
- (3) 代表幹事会及び幹事会の構成員の代理は認めないものとする。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、南関東防衛局企画部地方調整課及び座間市総合政策部総合政策課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度代表幹事会又は幹事会で協議し、定める。

附 則

この要領は、平成20年9月5日から施行する。

この要領は、平成23年1月28日に一部改正した。

この要領は、平成24年4月12日に一部改正した。

この要領は、平成29年6月28日に一部改正した。

この要領は、令和5年3月22日に一部改正した。ただし、第5条及び別表(「企画財政部長」を「財務部長」に改める部分に限る。)の改正規定は、同年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

1 構成員

(1)代表幹事会

区 分	職 名
防衛省	地方協力局長 南関東防衛局長
座間市	市長 市議会議長 市基地返還等市民連絡協議会副会長(市自治会総連合会会長)

(2)幹事会

区 分	職 名
防衛省	南関東防衛局企画部長 同 管理部長 同 企画部地方調整課長
座間市	副市長 市議会副議長 市基地返還等市民連絡協議会副会長(市商工会会長) 財務部長

2 オブザーバー

区 分	職 名
代表幹事会	神奈川県副知事
幹事会	神奈川県基地対策部長

## (2) 座間市基地返還等市民連絡協議会

### 【協議会の設立】

平成16年3月ごろから、ワシントン州フォートルイスにある米陸軍第一軍団司令部がキャンプ座間に移転されるという報道が頻繁になされるようになりました。このことから、市、市議会、市自治会連絡協議会は「キャンプ座間米陸軍第一軍団司令部等移転に伴う基地強化に反対する座間市連絡協議会」を組織し、国へ事実関係を確認するとともに、市総合計画で基地の整理、縮小、返還を市是としていることや、昭和46年に国（当時：横浜防衛施設局）と座間町が締結した覚書があることから、キャンプ座間の恒久化解消への方策を示すよう国に求めてきました。

平成19年12月には、キャンプ座間において、第一軍団（前方）司令部が30名体制で発足しましたが、国に対し恒久化解消への方策を粘り強く求める中で、平成20年5月12日、国は協議会が求める基地の恒久化解消への方策を示す上での国の考え方である「在日米陸軍司令部の再編とキャンプ座間の将来の在り方について」を示しました。

そして、平成20年7月28日に南関東防衛局長は、協議会が求めていた基地の恒久化解消の方策として「確認書」を示してきました。内容は、防衛省が、キャンプ座間の基地縮小など、座間市及び座間市民の負担の軽減策等について責任をもって履行するため「キャンプ座間に関する協議会」を設置し、今後、定期的、継続的に協議をすることとしたものです。協議会では、これまでの活動の成果として賛成多数でこの内容（確認書）を評価するとして、受け入れることを臨時総会で承認し、本協議会を解散することとなりました。解散に当たって、今後は国と市の協議が行われることから、それに沿った市民組織の場の設立を考えるべきではないかという意見も出されました。

そして、平成20年8月25日に、キャンプ座間の基地縮小や負担の軽減策等について、新しい市民組織の場で協議していくことを星野前市長から提案され、市、市議会議員、11地区の連合自治会長、各種団体の長で構成する「座間市基地返還促進等市民連絡協議会」が設立されました。

この協議会として、座間市総合計画に基づく基地の整理・縮小・返還の促進及び負担の軽減策等に関する事項を協議していくこととしました。

その後、令和3年度定期総会を書面開催した際、協議会の在り方をはじめとする多数の意見が提出され、役員会を3回開催し、審議を重ねました。そして、令和4年度定期総会に、議案「協議会の活動方針について」を提出し、協議会の名称、目的及び事業が改正（承認）されました。

現在は、名称を座間市基地返還等市民連絡協議会とし、座間市総合計画に基づく基地の整理・縮小・返還及び負担軽減策に加え、基地に関する諸事項を協議することを目的として、活動しています。



座間市基地返還等市民連絡協議会総会

## 【協議会の活動】

平成 20 年 8. 25	設立総会	10. 14	キャンプ座間に関する協議会 第 7 回幹事会（副会長）
9. 5	キャンプ座間に関する協議会 第 1 回代表幹事会（会長）	10. 18	第 6 回役員会
11. 18	第 1 回役員会	11. 1	平成 22 年度第 1 回臨時総会
11. 18	平成 20 年度第 1 回臨時総会	11. 25	促進協ニュース第 6 号発行
平成 21 年 1. 9	キャンプ座間に関する協議会 第 1 回幹事会（副会長）	11. 29	松本防衛大臣政務官と面談 （副会長≪市自治会連絡協 議会会長
2. 18	懸垂幕掲揚	12. 21	キャンプ座間に関する協議会 第 8 回幹事会（副会長）
2. 18	第 1 回基地視察 （キャンプ座間）	12. 21	第 7 回役員会
2. 23	促進協ニュース第 1 号発行	平成 23 年 1. 20	第 3 回基地視察 （陸上自衛隊朝霞駐屯地）
4. 13	第 2 回役員会	1. 28	キャンプ座間に関する協議会 第 3 回代表幹事会（会長）
4. 27	平成 21 年度定期総会	2. 2	第 8 回役員会
5. 21	キャンプ座間に関する協議会 第 2 回幹事会（副会長）	2. 2	平成 22 年度第 2 回臨時総会
5. 25	促進協ニュース第 2 号発行	2. 23	促進協ニュース第 7 号発行
7. 10	キャンプ座間に関する協議会 第 3 回幹事会（副会長）	4. 28	第 9 回役員会
7. 23	キャンプ座間に関する協議会 第 2 回代表幹事会（会長）	4. 28	平成 23 年度定期総会
8. 4	第 3 回役員会	7. 1	キャンプ座間に関する協議会 第 9 回幹事会（副会長）
8. 11	平成 21 年度第 1 回臨時総会	7. 25	促進協ニュース第 8 号発行
8. 25	促進協ニュース第 3 号発行	12. 26	キャンプ座間に関する協議会 第 10 回幹事会（副会長）
10. 23	第 2 回基地視察 （相模総合補給廠、相模原 米軍住宅地区）	平成 24 年 1. 25	促進協ニュース第 9 号発行
10. 28	キャンプ座間に関する協議会 第 4 回幹事会（副会長）	2. 7	第 4 回基地視察 （陸上自衛隊駒門駐屯地、 東富士演習場）
11. 2	第 4 回役員会	2. 15	キャンプ座間に関する協議会 第 11 回幹事会（副会長）
11. 2	平成 21 年度第 2 回臨時総会	3. 23	促進協ニュース第 10 号発 行
11. 25	促進協ニュース第 4 号発行	4. 12	キャンプ座間に関する協議会 第 4 回代表幹事会（会長）
12. 22	キャンプ座間に関する協議会 第 5 回幹事会（副会長）	4. 20	第 12 回役員会
平成 22 年 4. 28	キャンプ座間に関する協議会 第 6 回幹事会（副会長）	4. 20	平成 24 年度定期総会
5. 25	第 5 回役員会	5. 28	促進協ニュース第 11 号発行
5. 25	平成 22 年度定期総会	9. 6	キャンプ座間に関する協議会 第 12 回幹事会（副会長）
7. 23	促進協ニュース第 5 号発行		
7. 28	第 1 回正副会長会議		
8. 19	臨時基地視察（厚木基地）		

平成 25 年 2. 6	キャンプ座間に関する協議会 第 13 回幹事会（副会長）	8. 19	キャンプ座間に関する協議会 第 7 回代表幹事会（会長）
2. 6	平成 24 年度第 1 回臨時総会	平成 28 年 2. 1	第 9 回基地視察 （陸上自衛隊大宮駐屯地）
3. 15	促進協ニュース第 12 号発行	2. 17	キャンプ座間に関する協議会 第 8 回代表幹事会（会長）
3. 27	第 5 回基地視察 （陸上自衛隊木更津駐屯地）	2. 22	第 21 回役員会
5. 14	第 13 回役員会	2. 22	平成 27 年度第 1 回臨時総会
5. 14	平成 25 年度定期総会	3. 31	促進協ニュース第 18 号発行
8. 5	キャンプ座間に関する協議会 第 14 回幹事会（副会長）	5. 19	第 22 回役員会
8. 9	第 14 回役員会	5. 19	平成 28 年度定期総会
9. 20	促進協ニュース第 13 号発行	平成 29 年 2. 10	第 10 回基地視察 （自走架柱橋による架設訓練等：相模川グラウンド）
11. 18	第 6 回基地視察 （陸上自衛隊座間駐屯地）	3. 28	キャンプ座間に関する協議会 第 18 回幹事会（副会長）
12. 24	キャンプ座間に関する協議会 第 15 回幹事会（副会長）	3. 31	促進協ニュース第 19 号発行
12. 24	第 15 回役員会	5. 15	第 23 回役員会
平成 26 年 1. 21	第 7 回基地視察 （陸上自衛隊習志野駐屯地）	5. 15	平成 29 年度定期総会
2. 19	キャンプ座間に関する協議会 第 5 回代表幹事会（会長）	6. 21	キャンプ座間に関する協議会 第 19 回幹事会（副会長）
2. 20	第 16 回役員会	6. 26	第 24 回役員会
5. 2	第 17 回役員会	6. 28	キャンプ座間に関する協議会 第 9 回代表幹事会（会長）
5. 2	平成 26 年度定期総会	7. 10	平成 29 年度第 1 回臨時総会
6. 6	促進協ニュース第 14 号発行	平成 30 年 3. 30	促進協ニュース第 20 号発行
7. 4	キャンプ座間に関する協議会 第 6 回代表幹事会（会長）	5. 24	第 25 回役員会
7. 11	第 18 回役員会	5. 24	キャンプ座間に関する協議会 第 20 回幹事会（副会長）
7. 11	平成 26 年度第 1 回臨時総会	5. 24	平成 30 年度定期総会
8. 1	促進協ニュース第 15 号発行	平成 31 年 2. 1	第 11 回基地視察 （陸上自衛隊座間駐屯地）
10. 30	第 8 回基地視察 （陸上自衛隊宇都宮駐屯地）	3. 20	キャンプ座間に関する協議会 第 21 回幹事会（副会長）
11. 13	キャンプ座間に関する協議会 第 16 回幹事会（副会長）	3. 29	促進協ニュース第 21 号発行
11. 14	第 19 回役員会	4. 19	第 26 回役員会
12. 17	促進協ニュース第 16 号発行	4. 19	平成 31 年度定期総会
平成 27 年 2. 20	キャンプ座間に関する協議会 第 17 回幹事会（副会長）	令和 2 年 3. 14	第 12 回基地視察（中止）
3. 30	促進協ニュース第 17 号発行	4. 15 送付	第 27 回役員会 （書面開催）
4. 27	第 20 回役員会		
4. 27	平成 27 年度定期総会		

4.28 送付	令和2年度定期総会 (書面開催)	12.22	第30回役員会
12.4 送付	第28回役員会 (書面開催)	令和4年 2.9	第31回役員会
令和3年 2.2	第13回基地視察(中止)	4.25	第32回役員会
4.19 送付	第29回役員会 (書面開催)	5.12	令和4年度定期総会
4.30 送付	令和3年度定期総会 (書面開催)	9.27	第33回役員会
11.18	キャンプ座間に関する協議会 第22回幹事会(副会長)	10.27	令和4年度第1回臨時総会
		10.27	基地協ニュース第22号発行
		令和5年 2.8	第14回基地視察(キャン プ座間)
		3.22	キャンプ座間に関する協議会 第23回幹事会(副会長)



## 座間市基地返還等市民連絡協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、座間市基地返還等市民連絡協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を座間市役所（座間市緑ヶ丘一丁目1番1号）内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、座間市総合計画に基づく基地の整理・縮小・返還及び負担軽減策に加え、基地に関する諸事項を協議することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 基地の整理・縮小・返還に関すること。
- (2) 基地負担の軽減策に関すること。
- (3) その他基地の諸事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

2 会長は、市長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、市議会議長、市議会副議長、座間市自治会総連合会会長及び座間市商工会会長の職にある者をもって充てる。

4 理事は、副市長、市議会の各会派から1名及び会派に属さない議員から1名、キャンプ座間に隣接する地区（入谷第一、入谷第二、緑ヶ丘、相武台）の自治会連合会会長の職にある者、座間青年会議所理事長及びさがみ農業協同組合座間地区運営委員会委員長の職にある者をもって充てる。

5 会計は、座間地区自治会連合会会長及び、座間市地域婦人団体連絡協議会会長の職にある者をもって充てる。

6 監事は、教育長及び新田宿・四ツ谷地区自治会連合会会長の職にある者をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、会長の命を受けて会務を処理する。

4 会計は、協議会の経理を処理する。

5 監事は、協議会の経理を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。役員が別表に掲げる職を退いたときは、新たにその職に就いた者を後任者とする。この場合における役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が明確な委嘱理由を付した上で総会の同意を得て委嘱する。

3 顧問の任期は、次の定期総会開会日の前日までとする。

(会議の種類)

第9条 協議会の会議は、総会、役員会及び正副会長会議とする。

2 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(総会)

第10条 総会は、協議会の最高議決機関であって全委員をもって組織し、次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 活動方針に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。

- (3) 予算及び決算に関する事。
  - (4) 役員を選任に関する事。
  - (5) 会則の制定又は改廃に関する事。
  - (6) 前各号に掲げるものほか、協議会の事業に関する重要事項で会長が必要と認める事項
- 2 総会は、年1回以上開催するものとする。

(役員会)

第11条 役員会は、役員をもって組織し、次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 総会で審議する事項及び報告事項に関する事。
- (2) 総会で委任された事項に関する事。
- (3) 総会を招集する時間的余裕がないと認めるときの緊急要件に関する事。
- (4) 前各号に掲げるものほか、会長が必要と認める事項

(正副会長会議)

第12条 協議会の運営又は活動について適宜適切に対応するため、緊急な案件で役員会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、必要に応じて正副会長会議を開催することができる。

(事務局)

第13条 協議会に事務局を置く。事務局は基地主管課内とする。

2 事務局に事務局長及び書記を置く。事務局長は基地主管部長の職にある者、書記は基地主管課職員をもって充てる。

3 事務局長は、会長の命を受け、事務を掌理し、書記は、事務局長の命を受け、協議会の事務に従事する。

(定足数及び議決)

第14条 会議は、過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第15条 協議会の経費は、補助金、預金利子その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

1 この会則は、平成20年8月25日から施行する。

2 設立当初の役員任期は、第7条の規定にかかわらず平成21年度総会開催日までとする。

附則

この会則は、平成23年4月28日から施行する。

附則

この会則は、平成31年4月19日から施行する。

附則

この会則は、令和3年5月10日から施行する。

附則

この会則は、令和4年5月13日から施行する。

附則

この会則は、令和4年10月28日から施行する。ただし、現在の顧問の任期は、令和5年度定期総会開会日の前日までとする。

別表（第4条関係）

市長	副市長	教育長
市議会議長	市議会副議長	市議会議員
座間市自治会総連合会会長	新田宿・四ツ谷地区自治会連合会会長	座間地区自治会連合会会長
入谷第一地区自治会連合会会長	入谷第二地区自治会連合会会長	立野台地区自治会連合会会長
緑ヶ丘地区自治会連合会会長	相武台地区自治会連合会会長	相模が丘地区自治会連合会会長
小松原地区自治会連合会会長	ひばりが丘地区自治会連合会会長	東原・さがみ野地区自治会連合会会長
栗原地区自治会連合会会長	南栗原地区自治会連合会会長	座間市商工会会長
座間市地域婦人団体連絡協議会会長	座間青年会議所理事長	さがみ農業協同組合座間地区運営委員会委員長